

公立大学法人青森公立大学第 4 期中期目標の策定について

今年度は、市が定める公立大学法人青森公立大学の第 3 期中期目標期間（令和 3 年度～令和 8 年度）の最終年度であり、地方独立行政法人法に基づき、第 4 期中期目標（令和 9 年度～令和 14 年度）を策定するもの。

1 中期目標の趣旨及び策定について

- ・設置団体の長（以下「市長」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、公立大学法人青森公立大学（以下「大学」という。）の設立団体として、大学が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定めることとされている。
- ・市長は、大学に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該大学の意見を聞き、当該意見に配慮しなければならない。（法第七十八条 第三項）
- ・市長は、中期目標を定めるときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。（法第二十五条 第三項）

2 第 4 期中期目標素案に対する大学からの意見について

市が大学に第 4 期中期目標素案について意見聴取をした結果、大学から意見なしと回答。

- ・令和 8 年 4 月 13 日 市が大学に対して第 4 期中期目標素案について意見聴取（照会）
- ・令和 8 年 4 月 28 日 大学から「意見なし」と回答

3 第 3 期中期目標と第 4 期中期目標素案との比較について

※別紙資料 5 - 3 のとおり

4 第 4 期中期目標策定に関するスケジュール（案）について

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| 令和 8 年 7 月 2 日 | 第 1 回評価委員会（市が作成した素案について意見聴取） |
| 令和 8 年 7 月 24 日 | 第 2 回評価委員会（意見を踏まえ第 4 期中期目標素案に反映） |
| 令和 8 年 9 月 | 令和 8 年第 3 回市議会定例会（9 月議会）の議決 |
| 令和 8 年 9 月下旬 | 市が大学に通知、市ホームページ公表 |
| 令和 9 年 4 月 | 第 4 期中期目標期間開始（～令和 15 年 3 月 31 日） |